



防衛装備庁

平成30年度

安全保障技術研究推進制度

公募要領

公募受付期間

平成30年3月20日（火）～平成30年5月31日（木）正午（12：00）

【平成30年度公募要領における主な変更点】

タイプCの新設

小規模研究課題において、独創的な着想に基づく研究提案をより積極的に募集するため、タイプC（年間当たり、最大1,300万円）を新設しました。タイプCは他のタイプとは区別して審査及び採択します。

【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。応募に先立ち、e-Radへの登録が必要になります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続を行ってください。
- 公募締切直前に提出されますと、応募書類の修正が必要になった場合の対応時間が十分に確保できず、受付期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。
- 本制度へ応募する際には、応募者が所属している機関の長等による承諾書（様式任意）の提出が必要となります（平成30年6月29日必着）。

※ 本公募は、平成30年度の予算成立が前提となります。今後予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

平成30年3月

防衛装備庁

(白紙ページ)

目次

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

- 1. 1. 制度の趣旨
- 1. 2. 募集の概要及び委託業務の流れ
- 1. 3. 応募資格
- 1. 4. 本制度のポイント
- 1. 5. 研究費について

2. 募集・選考方法と採択後の流れ

- 2. 1. 選考・評価体制
- 2. 2. 研究課題の公募
- 2. 3. 審査の概要
- 2. 4. 審査の観点
- 2. 5. 採択後の手続等

3. 研究の実施等について

- 3. 1. 研究の進め方
- 3. 2. 研究成果等の報告
- 3. 3. 研究成果の外部への公表手続
- 3. 4. 知的財産権の帰属等

4. 研究課題の応募方法

- 4. 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募
- 4. 2. 応募書類の作成と提出方法
- 4. 3. 応募書類の注意事項

5. 応募に当たっての留意点

- 5. 1. 研究実施機関の要件・責務等
- 5. 2. 事実と異なる応募書類の提出に対する措置
- 5. 3. 重複応募について
- 5. 4. 不合理な重複・過度な集中に対する措置
- 5. 5. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況
- 5. 6. 研究費の不正な使用等に関する措置
- 5. 7. 研究活動の不正行為に対する措置
- 5. 8. 他の競争的資金制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置
- 5. 9. 安全保障貿易管理について
- 5. 10. 関係法令等に違反した場合の措置
- 5. 11. 応募情報及び個人情報の取扱い
- 5. 12. 委託業務において購入した物品等の取扱い
- 5. 13. その他事務手続について

- 別紙 1 平成 30 年度 募集に係る研究テーマについて
- 別紙 2 平成 30 年度 安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領
- 別紙 3 研究経費の取扱区分
- 別紙 4 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

1.1 制度の趣旨

我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠です。とりわけ、近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、今や安全保障上有益な研究は、すべての科学技術領域に広がっていると言っても過言ではありません。安全保障技術研究推進制度は、こうした状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託するものです。

基礎研究には様々な定義¹がありますが、本制度では、研究テーマに沿った基礎研究を対象としています。研究テーマに沿ったものであれば、学術研究を含めどのような基礎研究を応募するかは応募者の自由に任されていますが、新規性、独創性又は革新性を有するアイデアに基づく、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。採択に当たって、防衛装備品への応用可能性は審査における観点に含めていません。

このように、本制度では防衛装備庁が自ら行う防衛装備品そのものの研究開発ではなく、先進的な民生技術についての基礎研究を対象としていることから、研究成果については広く民生分野で活用されることを期待しています。オープンイノベーションの観点からも、防衛装備庁が研究者の研究成果の公表を制限することはなく、将来にわたってその研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。研究成果については、これまで学会等を通じて多数の研究成果が公表されています（後述の1.4

(1) 及び3.3を参照)。また、他の競争的資金制度と同様に、知的財産権は受託者に帰属させることを可能としています（後述の3.4を参照）。学問の自由及び基礎研究を含む学術の健全な発展は極めて重要であるとの基本認識の下、安全保障と科学技術の健全な関係構築に資する基礎研究を期待しています。

なお、国民の税金を原資とする他の競争的資金制度と同様に研究の進捗管理を行う必要があることから、本制度においても、防衛装備庁の職員が研究の円滑な実施や予算の適正な執行を図る観点から進捗管理を行います。研究の内容に介入するためのものではありません。

【本制度のポイント】

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・ プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

¹ 例えば、基礎研究についての産業界の期待と責務（H21.3.6 産業競争力懇談会）や総務省統計局の科学技術研究調査における「基礎研究」の定義など。

1.2 募集の概要及び委託業務の流れ

本制度では、他の競争的資金制度と同様に、対象とする研究テーマを提示した上で研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択する研究課題（以下「採択課題」という。）を決定します。決定後、採択された者が所属する機関との間で委託契約を締結し、研究を実施していただきます。研究の全期間終了後、終了評価を実施します。本制度で募集する研究の概要等は以下のとおりです。

(1) 大規模研究課題（タイプS）

タイプSは、複数年度にわたる一括の契約とすることが効率的又は合理的である研究課題を対象としており、研究の遂行のために相応の予算額及び研究期間が有効であると認められる必要があります。タイプSとして期待される研究課題の類型を以下に示します。

- ① 研究成果を得るために、大規模な試作や試験が必要な研究、又は数多くの試作や試験を繰り返す必要がある研究
- ② 研究機関や分野をまたいだ研究実施体制を構築するとともに、複数の研究計画を組合せて実施・管理する必要のある研究

タイプSの詳細については、表1を確認してください。なお、表中の研究費は最大金額を示しており、これを下回る研究費（例えば、総額1億円、5億円、又は10億円程度の規模）の研究課題も応募可能です。

(2) 小規模研究課題（タイプA及びタイプC）

小規模研究課題は、年度ごとに契約を締結し、最大3か年度の研究を委託するものであり、タイプA及びタイプCの2つからなります。本年度から、独創的な着想に基づく研究提案をより積極的に募集するため、小規模研究課題においてタイプC（年間当たり、最大1,300万円）の募集を開始します。採択審査においてタイプCはタイプAと区別して審査・採択します。審査における観点についても、タイプAと異なり、研究の準備状況や実施体制等を求めず、アイデア及び提案者の研究能力を中心に審査します。タイプCの審査における観点の詳細については、2.4項を参照してください。

タイプA及びタイプCの詳細は表1を確認してください。研究費は最大金額を示しており、これを下回る研究費（例えば、タイプAにおいては年間数百万円、1千万円、又は2千万円程度の規模、タイプCにおいては年間数百万円程度の規模）の研究課題も応募可能です。なお、29年度まで募集していたタイプB（年間当たり、最大1,300万円）については、タイプAとして応募可能であるため、タイプAに含めることとしました。

表 1 募集する研究の概要等

区分	大規模研究課題		小規模研究課題	
	タイプ S		タイプ A* ¹	タイプ C
研究期間	平成30年12月頃～平成35年3月（最大5か年度* ² ）		平成30年10月頃～平成33年3月（1か年度、2か年度でも可）	
1件あたりの研究費* ³ 上限（下限なし）	5年間当たり、最大20億円（10億円、5億円、1億円程度の規模でも応募可能）		年間当たり、最大3,900万円（2千万円、1千万円、数百万円程度の規模でも応募可能）	年間当たり、最大1,300万円（数百万円程度の規模でも応募可能）
新規採択数	8件程度* ⁴		5件程度* ⁴	5件程度* ⁴
	予算（約90億円）の範囲内で審査・採択します。* ⁵		予算（約3億円）の範囲内でタイプAとCを区別して審査・採択します。* ⁵	
対象とする研究の類型	研究テーマに沿っており、タイプSの条件* ⁶ に合致し、研究の遂行のために相応の予算額及び研究期間が有効と認められる基礎研究		研究テーマに沿っており、タイプAの条件* ⁶ に合致した基礎研究	研究テーマに沿っており、独創的な着想に基づく基礎研究
契約形態	国庫債務負担行為による研究期間全体を通じた複数年度契約* ⁷		年度毎の委託契約* ^{7,8}	

- * 1 29年度まで募集していたタイプBについては、タイプAとして応募可能であるため廃止しました。
- * 2 研究期間が5か年度未満の応募については、採択の判断に当たり、別途、関係部局等との協議が必要となります。
- * 3 1研究課題当たりの直接経費及び間接経費（直接経費の30%）の合計
- * 4 審査状況によって変更する可能性があります。
- * 5 審査の過程で2.1項で規定する委員会の判断により、応募者と実施内容、経費、研究期間等を調整の上、応募時とは異なるタイプの研究課題として採択する可能性があります。
- * 6 別紙1の各研究テーマの細部説明を参照してください。
- * 7 研究期間中に2.1項で規定する委員会による評価を受ける場合、その結果によっては、研究中途での委託費の縮減又は研究の停止があり得ます。また、タイプSについては、応募時に研究計画を立てる際には、当該研究課題の実施内容に応じて、適切なタイミングで評価を受けることをあらかじめ想定した計画となるよう、留意してください。
- * 8 翌年度も研究を継続する予定である場合、年度末に進捗状況の確認等を実施し、その結果継続の可否を判断します（契約は毎年度更新）。判断に当たっては、2.1項で規定する委員会の審査等に基づくこととしています。

全体の流れを図1に示します。

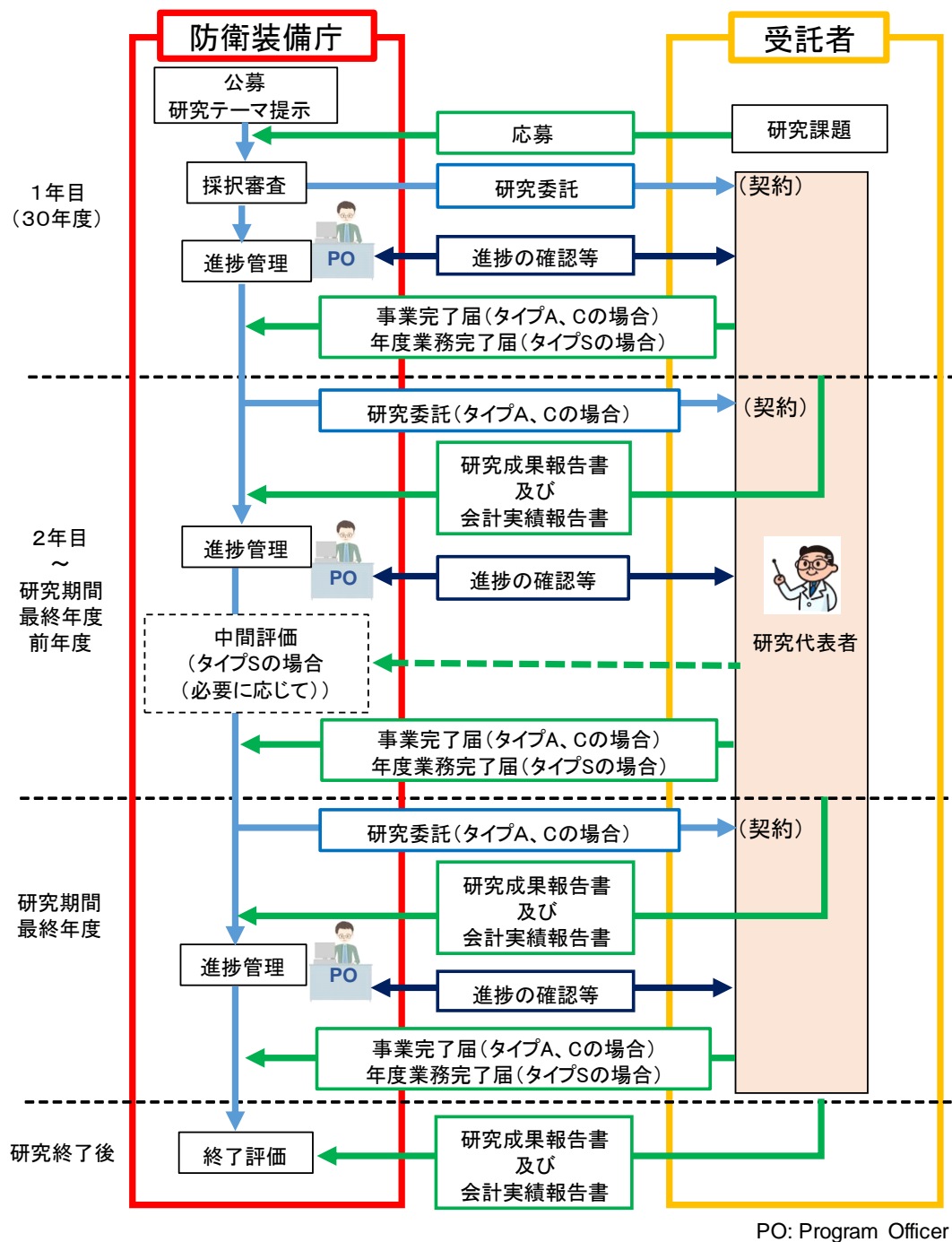


図1 委託業務の全体の流れの一例

本制度への応募を希望する研究者は、【別紙1】に示す研究テーマを確認の上、いずれかの研究テーマの内容に沿った適切な研究課題を案出し、【別紙2】に示す応募書類に記入の上、公募期間中に提出してください。詳細は【別紙1】及び【別紙2】を参照してください。

1.3 応募資格

(1) 研究体制について

- ① 本制度に基づいて研究を実施する研究者（以下「研究実施者」という。）のうち、研究実施の中心となる代表者を「研究代表者」とします。研究者1名での応募であれば、その方が研究代表者となります。2名以上の研究者から構成される研究グループで応募される場合、必ず1名の研究代表者を選んでください。また、研究代表者以外で、研究を実施する研究者を「研究分担者」とします。
- ② 研究実施者の所属機関を「研究実施機関」、研究代表者が所属する研究実施機関を「代表研究機関」、研究分担者が所属する「代表研究機関」以外の研究実施機関を「分担研究機関」とします。応募は、代表研究機関の了解の下、研究代表者が行います。その際、研究分担者についても同様に、その者が所属している研究機関の了解が必要です。

(2) 研究実施者の資格要件

すべての研究実施者は、研究を実施する能力のある以下の①から③までのいずれかの機関に所属していることが必要です。

- ① 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
- ② 独立行政法人（国立研究開発法人を含みます）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ③ 民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等²

これらの機関及び研究実施場所は、原則としてすべて日本国内に所在していることが必要です。

なお、以下の者は研究実施者になることができません。

- 応募時又は研究実施時に国家公務員又は地方公務員³の職にある者
- 旧防衛省技術研究本部又は防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員は除きます）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者

(3) 研究代表者の資格要件

研究代表者については、前号に加えて以下の条件を満足する必要があります。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること（研究実施機関の統合、分割や組織改編等の場合は除きます）。

研究代表者は、応募した研究課題の内容や面接等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有します。また、研究課題が採択された後は、引き続き当該研究課

² 民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とします。

1 民法、商法その他日本の法律に基づいて設立された法人であること。

2 応募した研究課題について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本応募に係る技術研究のための拠点を有すること。

3 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

³ 独立行政法人通則法第2条に定義される独立行政法人、又は地方独立行政法人法第2条に定義される地方独立行政法人に所属する職員は除きます。

題全般について、総括的な責任を有するものとします。具体的には、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究の実施のみならず、研究実施者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の所掌を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、再委託先を含む研究グループ内における取りまとめ役としての役割を担うこととなります。特にタイプSの場合には、応募内容にもよりますが、研究代表者は複数の研究計画を管理する能力も求められます。

そのため、研究期間中の研究代表者の変更を伴うような応募は避けてください。研究期間中、要件のうち1つでも満たさなくなる等（退職等も含む）により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる方は、研究代表者にならないようお願いいたします。

（４）研究実施機関の資格要件

本制度における委託契約は、防衛装備庁と代表研究機関との間で結びます。分担研究機関がある場合は、代表研究機関からの再委託契約を結んでください。代表研究機関を含む研究実施機関は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格⁴）「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（代表研究機関のみ）。
- ④ 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ ④より、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買または製造若しくは役務請負について防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

このほか、研究代表機関に関して、著しい経営の状況の悪化若しくは資産・信用度の低下の事実がある場合又は契約の履行がなされないおそれがあると認められる場合には、契約時に10%以上の契約保証金の納付を求めることがあります。

また、すべての研究実施機関は、契約までに公的研究資金の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制を構築していただく必要があります。詳細は5.1項を御覧ください。

⁴本資格は、以下のホームページから手続きが可能です。
<https://www.chotatujo.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

1.4 本制度のポイント

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・ プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

(1) 成果の公表について

本制度は、基礎研究フェーズが対象であり、本制度による研究終了後も、民生分野において更に研究が進展することを期待するとの観点から、**防衛装備庁が受託者による研究成果の公表を制限することはありません**。なお、受託者が希望した場合に限り、知財の取得等の関係で成果の一部を一定期間不開示とすることは許容しますが、研究成果を外部に公表しないことを前提とするような研究課題は認められません。また、受託者による研究成果公表の際は、研究の円滑な進捗状況の確認の観点から、あらかじめ防衛装備庁に通知していただくこととしており（後述の3.3を参照）、新聞、図書や雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、本制度による研究の成果であることを明記していただきます。細部は、別途公開している「委託契約事務処理要領⁵」を御覧ください。

(2) 防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用について

応募に当たって、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用を前提とするような研究課題は避けてください。審査の対象外となる場合があります。ただし、研究を実施する過程で、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用が研究目的達成の上で有効であると、研究代表者及び防衛装備庁の双方が認めた場合には、別途、利用について調整することとします。

なお、いかなる場合であっても、**特定秘密⁶その他秘密⁷を研究実施者に提供することはありません**。

(3) 研究の進め方について

防衛装備庁側の担当者として、プログラムオフィサーが研究の進捗管理を実施しますので、協力をお願いします。なお、研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、**プログラムオフィサーが、研究内容に介入することはありません**（後述の3.1を参照）。

(4) 研究終了後の協力について

本制度による研究実施者には、研究期間中又は終了後に、防衛装備庁が主催するシンポジウム等において、研究成果の発表をお願いする場合があります。また、研究期間終

⁵ <http://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

⁶ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」をいいます。

⁷ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する「秘密」をいいます。

了後、得られた研究成果の民生分野等における活用状況について、国の研究開発評価に関する大綱的指針にのっとり追跡調査を行う「フォローアップ調査」等への御協力をお願いすることがあります。このような活動は、研究期間終了後に発生するため、要する費用を本制度の直接経費で支出することはできませんが、対応頂くことについては、採択に当たっての条件であることを御理解願います。

なお、本制度による委託業務実施の過程で生じたいかなる研究成果についても、特定秘密その他秘密に指定することはありません。また、本制度に採択されて委託業務を行ったことにより、将来、防衛省又は防衛装備庁が実施する研究開発事業への参加を強制されることはありません。

1.5 研究費について

(1) 研究費の内訳

本制度で支払われる研究費は「委託費」になり、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。

- ① 直接経費とは、本制度に基づき研究を実施するために、直接必要な経費を指します（【別紙3】参照）。
- ② 間接経費とは、直接経費に対して一定比率（30%）で手当てされ、本制度に基づく研究の実施に伴う研究実施機関の管理等に必要な経費として、研究実施機関が使用する経費を指します。間接経費に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2_kansetsukeihi.pdf）を参照してください。

(2) 研究費の年度内執行の原則

本制度は、国の会計制度に基づき運用されます。

- ① タイプA及びタイプCは、複数年度にわたる研究であっても、一年ごとに契約を締結します。また、契約において計上された経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、一部の例外を除いて認められませんので注意してください。
- ② タイプSは、複数年度契約とし、年度ごとに計画に応じて一定の金額を支払います。当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、一部の例外を除いて認められませんので注意してください。

(3) 研究費の支払い

研究に要する費用は、研究終了後の支払が原則となりますが、研究代表者又は代表研究機関から依頼があった場合、研究期間途中の概算払⁸により支払うことがあります。

(4) 研究費の精算について

研究実施に当たって支出した研究費の精算を行う場合、代表研究機関から防衛装備庁に対して、年度ごとに「会計実績報告書」の提出が必要です。POや事務局と調整の上、原則として、契約完了日又は当該年度の最終日の翌日から起算して61日以内に提

⁸ 概算払：支出金額が確定していない債務について概算金額を支払うこと。

出いただきます。その後、研究期間途中の概算払が行われていた場合、額の確定作業を実施し、余剰があれば精算（返納）していただきます。

なお、年度内精算を選択する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた期限である契約翌年度の4月30日までに精算が行われます。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要があります。

2. 募集・選考方法と採択後の流れ

2.1 選考・評価体制

本制度における研究課題の採択、研究成果の評価その他必要な事項について、独立性、公平性及び透明性を確保した審査、評価又は審議を行うため、防衛装備庁に大学教授等の外部専門家からなる安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

一方、研究課題の進捗管理は、本制度の運用を統括するプログラムディレクター（PD、防衛装備庁の職員）の指示の下、プログラムオフィサー（PO、防衛装備庁の職員）が中心となって行います。POは、研究課題ごとに防衛装備庁の職員から適切な者が指名されます。研究実施者は、POと密接な連携を図ることが求められます。また、本制度の運営全般の事務等の取扱は、PDの統括の下、事務局である防衛装備庁技術戦略部技術振興官（以下「事務局」という。）が担当します。なお、事務局としての機能の一部は、外部に業務委託する予定です。

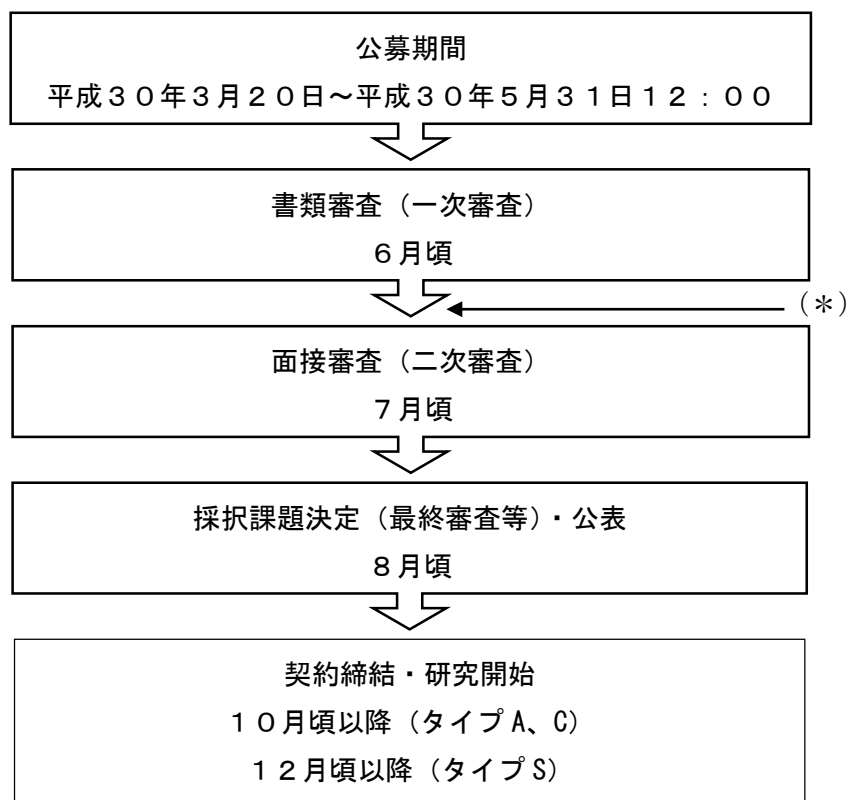
2.2 研究課題の公募

平成30年度に本制度で公募する研究テーマの詳細は【別紙1】を参照してください。応募者は、この研究テーマの中から一つを選び、その研究テーマの解決策となり得る具体的な研究課題を考案して応募してください。研究テーマの解決策になっていない研究課題は、採択の対象となりません。応募手続の詳細につきましては、4章を参照してください。

2.3 審査の概要

(1) 審査等の流れ

委員会による書類審査、面接審査により採択課題が決定されます。本制度における公募から採択課題決定、契約までのスケジュールの概略を図2に示します（書類審査から研究開始までの時期は目安です）。



(*) 応募が多数の場合、書類審査の結果により面接審査対象を選別します。

図2 公募から契約までのスケジュールの概略

(2) 審査における留意点

- ① 本要領に記載された条件を満たしていない、又は提出書類に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ② 応募書類だけでは十分な理論的又は実験的裏付けが得られない場合、理論的又は実験的根拠となる書類等を追加で提出していただく場合があります。
- ③ 面接審査については、1週間前までに、審査対象課題の研究代表者に対しメール等で御連絡いたします。面接審査の候補日は、当該連絡前にホームページ等に掲載します。面接審査の実施日について、応募者は指定できません。
- ④ 面接審査では、研究代表者自身によるプレゼンテーションを行っていただきます。やむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められません。面接審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外されますので、注意してください。

- ⑤ 評価委員には、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと等の秘密保持を遵守することが義務付けられます。評価委員の氏名等は、課題採択後、一般に公開します。

また、評価委員のうち審査案件の研究実施者の利害関係者となる委員は、防衛装備庁が別途定める基準に従い、当該研究課題の審査から除外されます。

- ⑥ 防衛装備庁幹部、事務局関係者等へ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。
 ⑦ タイプSは、タイプA及びタイプCとは別の予算（国庫債務負担行為）に基づいて採択されます。

2.4 審査の観点

審査においては、表2に示す観点に基づき、総合的に採点評価します。採択審査では、防衛装備品への応用可能性については、審査の観点に入っていません。また、タイプSに応募された研究課題については、タイプSとする必要性等についても審査を行うこととします。

今年度より募集を開始したタイプCは、審査における観点として、研究の準備状況や実施体制等を求めず、着想及び提案者の研究能力を中心に審査します。細部は表2をご確認ください。

表2 審査項目と審査における観点

審査項目		審査における観点	
		タイプS、A	タイプC
1	研究の発展性、将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募内容が、該当する研究テーマで求めている内容に込えているか。(研究テーマとの整合性) ・ 新規性、独創性又は革新性がある成果が期待され、実施する価値があるか。新規性、独創性又は革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨される。(成果の新規性、独創性、革新性) ・ 得られた成果が、学術分野や民生分野などの科学技術領域へ波及することが期待できるか。(成果の波及効果) 	
2	研究の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標が理論的又は実験的な根拠に基づき具体的かつ明確に記載されているか。期間内の実現という観点から目標が適切に設定されているか、世の中の科学技術動向から見て極端に困難又は容易な目標になっていないか。目標の達成状況を客観的かつ定量的に検証可能とするような評価指標が提示されているか。(目標の具体性、明確性、適切性) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独創的な着想的に基づき、科学技術領域へインパクトを与え得る目標又は研究内容になっているか。(目標又は研究内容) ・ 目標を実現するための方法論又は新規な方法論を探索するためのアプローチについて、独創的な着想に基づいており、科学技術領域へインパクトを与え得る可能性があるか。(研究方法)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究目標を達成するための研究計画は、個々の研究要素レベルに至るまで具体化されており、抜けや不必要な部分はないか。計画の進捗状況を検証できるようなマイルストーンが適切に設定されているか。目標実現のためにボトルネックとなる科学的な課題を分析し、これに対応した研究計画となっているか。目標を実現するための方法論に新規性、独創性又は革新性があり、類似研究に対する優位性が認められるか。(研究計画及び方法) ・ 研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。(必要経費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。(必要経費)
3	研究の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者及び研究分担者は研究を遂行するために十分な実績又は能力を有しているか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォートを配分しているか。研究代表者は個々の研究遂行能力にとどまらず、研究全体をマネジメントする能力を有しているか。(研究代表者等の能力) ・ 設備備品等、研究を実施するための環境が事前に整備されているか、又は研究実施期間中の整備計画について十分検討がなされているか。目標の実現を期待させるような先行研究等による予備的成果が得られているか。(研究の準備状況) ・ 研究を実施するために、効率的な体制が構築されているか。研究実施者間の情報共有及び連携体制が具体的に構築され、研究代表者が研究全体を円滑に管理及び運営できる体制ができているか。研究分担者に関しては、担当する研究開発要素に対して適切な人材であるか。(研究実施体制) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者及び研究分担者は独創的な着想に基づく研究を遂行するために十分な実績又は能力を有しているか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォートを配分しているか。(研究代表者等の能力)

2.5 採択後の手続等

(1) 審査結果の通知

審査終了後、すべての応募者（研究代表者）に対して、採択・不採択の通知をいたします。また、採択課題については、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表します。不採択の研究課題は、その内容を公表しません。不採択の理由等に関する問合せについては、お答えしません。

※ 応募情報の管理については5.11項を参照してください。

なお、課題採択の条件として、応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等が付される場合があります。この際、応募時のタイプとは異なるタイプへの変更が条件となる場合もあります。

(2) 業務計画案の作成

採択された研究課題の研究代表者は、契約に先立ち、委託契約事務処理要領に規定する「業務計画案」を作成し、事務局と内容の調整をしていただきます。事務局からは、課題採択において付された条件等を踏まえ、実施内容や経費計画の修正を提案することがあります。業務計画案が確定した後、委託契約事務処理要領に基づいて契約手続に入ります。なお、契約金額は、審査結果等を踏まえた修正に伴い、申請額から減額される場合もあります。

(3) 公的研究資金の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制の確認

契約に先立ち、研究代表者及びすべての研究分担者それぞれが所属する研究実施機関において、公的研究費の管理・監査体制及び研究不正行為の防止のための体制が整備されていることを確認します。これらの体制が整備できていない場合、業務計画の修正や採択の取消しを行う場合がありますので注意してください。細部は5.1項を参照してください。

(4) 委託契約について

防衛装備庁は、採択課題の研究代表者と業務計画書及び委託契約に係る条件の調整を行った上で、研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結します。研究実施者個人との間で委託契約を締結することはありません。

タイプSの研究の場合、最大5か年度にわたる契約を締結することとなりますが、その際、年度ごとに必要な概算金額を定めることとなります。本契約に基づき各年度に支払われる金額は、契約段階で定めた年割額が上限となります。なお、1.5(2)で述べたとおり、当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となりますので、注意してください。

(5) その他の留意事項

- ① 契約を締結するに当たっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要となりますが、万一、その内容（契約額を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された研究課題であっても契約に至らない場合があります。
- ② 防衛装備庁が分担研究機関と直接委託契約を締結することはありません。研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、所属機関同士で再委託契約の締

結をお願いします。その際の契約書等の関係書類は、委託契約事務処理要領様式第1-1及び様式第1-2の第9条に準じ、5年間保存するようにしてください。

3. 研究の実施等について

3.1 研究の進め方

- (1) 契約後、研究実施者は「業務計画書」に基づいて研究を実施してください。防衛装備庁側の担当者として、POが研究の進捗管理を実施しますので、協力をお願いします。POが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPOが認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重して行うこととしており、POが、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。
- (2) 研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときは、契約期間内（通常、3月31日まで）に「事業完了届」を提出してください。

タイプSの研究の場合においては、研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、事業完了届の他、契約期間中の最終年度を除く毎年度、年度末までに「年度業務完了届」を提出してください。
- (3) 研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときは、契約完了日の翌日から起算して61日以内（年度末が契約完了日の場合には5月31日まで）に「会計実績報告書」を提出してください。ただし、年度内精算を行う等、特定の条件の場合には、翌年度の4月中に当該年度分の支払額を確定し支払を終了する必要があります。この場合の提出書類及び提出時期は別途調整します。

タイプSの研究の場合は、研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約が完了したときのほか、契約期間中の毎年度、原則5月31日までに前年度分の会計実績報告書を提出してください。
- (4) 翌年度も研究を継続する予定の研究課題については、POと調整の上、契約に基づき研究を実施している年度の進捗を取りまとめた資料及び翌年度の契約又は契約変更（タイプSの研究の場合）に必要となる「業務計画案」を提出していただきます（タイプSの研究において、既に翌年度分の詳細な計画が記載されている業務計画書が、委託契約に含まれている場合は、この限りではありません。）。これら提出された情報に基づき、翌年度の契約の手続を行います。なお、研究の進捗状況等から評価が必要と判断された場合には、委員会に諮った上で、研究の中止や「業務計画書」の変更等を行っていただく可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。業務計画案の提出時期は、タイプA及びタイプCの研究は、契約に基づき研究を実施している年度の1月中旬～2月上旬頃を目処とし、タイプSの研究は、8月末を目処としてください（研究実施初年度は別途調整）。ただし、必要な場合は、その都度調整するものとします。

- (5) 予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、「業務計画書」の変更又は研究の中止を求めることがあります。
- (6) 分担研究機関として業務計画書に明記されている場合を除き、直接研究内容に係わる業務について、本制度の研究費を使用して一部又は全部を再委託することはできません。

3. 2 研究成果等の報告

- (1) 本制度で得られた研究成果について、研究代表者は、年度ごと（研究期間の最終年度については研究期間）に公表した成果又は公表予定の研究成果等を取りまとめた「研究成果報告書」を作成し、所定の期間内（契約完了日の翌日から起算して61日以内又は報告対象年度の翌年5月31日まで）に防衛装備庁へ提出してください。なお、外国語の論文等の場合には、提出時に日本語による概要等を添付して頂く場合があります。
- (2) 研究期間（タイプA及びタイプCの研究の場合は最大3か年度、タイプSの研究の場合は最大5か年度）終了後、研究課題の成果に関する終了評価を実施します。その際、研究代表者に成果等のプレゼンテーションをしていただきます。終了評価の詳細は、別途調整します。
- (3) タイプSの研究においては、採択審査時における委員会の審査の結果に基づき、研究課題の終了前（研究期間中）に評価を行うことを基本と考えております。評価の際には、研究代表者にそれまでの成果等のプレゼンテーションをしていただきます。
- (4) 防衛装備庁が開催している防衛技術シンポジウム等において、成果等の発表（プレゼンテーション）を依頼することがありますので、研究実施者の御協力をお願いします。
- (5) 研究終了後、一定期間を経過したものについては、研究成果の活用状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を行うことがありますので、研究実施者の御協力をお願いします。

3. 3 研究成果の外部への公表手続

本制度では、受託者の研究成果の公表を制限することはありません。また、防衛装備庁においても研究成果を公表することがあります。なお、研究実施期間中の公表に当たっては、1. 4 (1) で述べたように、その概要について研究の進捗を確認する観点から、あらかじめ防衛装備庁に通知していただく必要があります。研究実施者が公表する場合には、以下の点に関する点検を各自実施の上、公表前に委託契約事務処理要領に定める「成果公表届」を事務局まで提出してください。

- ・当該公表により取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないことを確認したか。
- ・謝辞の項等で本制度による支援があったことを明示しているか。

研究期間終了後、研究成果報告書を提出頂いた後であれば、当該報告書に記載された内容の公表について、事前の通知は不要です。

3.4 知的財産権の帰属等

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条（日本版バイ・ドール規定）を踏まえた一定の条件を付した上で受託した研究実施機関に帰属させることができます。その詳細については契約条項によります。なお、繰り返しになりますが、研究成果の外部への公表に当たっては、特に知的財産権の取得計画に留意いただくようお願いいたします。防衛装備庁は、本制度により多くの知的財産権が生まれることを期待しており、受託者には積極的に知的財産権を取得していただきたいと考えております。

また、研究グループを構成する場合には、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取決めてください。

4. 研究課題の応募方法

4.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

本制度の応募は、「府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）」を通じた手続及び郵送による手続の双方が必要です。本制度への応募を希望する研究者は、システム利用規約に同意の上、e-Radの手続をお願いします。応募に当たっては、e-Radへの研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録方法及び操作方法に関するマニュアルについてはポータルサイトを参照してください。 <<http://www.e-rad.go.jp>>

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況・採否に関する問合せには一切回答できません。

登録手続に日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続をしてください。なお、一度登録が完了すれば、他府省等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

4.2 応募書類の作成と提出方法

（1）応募書類の作成

応募希望者は、【別紙2】に示す「平成30年度 安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領」に基づいて応募書類を作成してください。応募のタイプ別に応募書類の記載事項が一部異なります。特にタイプCで応募を希望する場合には注意してください。

（2）提出方法

① e-Radによる応募書類の提出方法

応募書類は、e-Radによる提出のみ受付けます。【別紙4】に示す「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を御覧ください。ただし、押印が必要な書類については、印影のない書類をe-Radで受付期間内に提出するとともに、押印した書類についても受付期間内に郵送により提出をお願いします。

② 郵送による提出方法

押印箇所がある、【別紙2】様式1-1「安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書」、【別紙2】様式4-2「研究分担者調書 兼 研究参加同意書」及び【別紙2】参考様式「研究課題申請承諾書」に関しては、押印した書類を以下の提出先に郵送してください。コピーは認められませんので注意してください。また、直接の持ち込みによる書類等の提出は、一切認めません。

[郵送による提出先]

郵便番号162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁技術戦略部技術振興官付 安全保障技術研究推進制度担当 宛

③ 応募書類の受付期間

e-Rad： 平成30年3月20日（火）～平成30年5月31日（木）正午（厳守）

郵送書類：平成30年3月20日（火）～平成30年6月29日（金）（必着）

④ 余裕を持った提出のお願い

提出書類は、事務局において確認し、不備があった場合修正を依頼します。公募締切直前に提出されますと、不備があった場合の対応時間が十分に確保できない可能性があります。提出は十分な余裕をもってお願いします。応募書類の修正が間に合わずに不受理になった場合は、応募者がすべての責任を負うものとします。

4.3 応募書類の注意事項

(1) 応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定のファイルを以下からダウンロードしてください。

○e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp>

(2) 応募書類のアップロード

- ・ 応募書類（様式1-1以降）をPDFの形式でe-Radシステムで応募（アップロード）してください。応募時にはそれぞれの様式を1つのPDFファイルにしてください。
- ・ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。
- ・ 応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は10MBですが、極力3MB程度以下にするように努めてください。
- ・ 防衛装備庁へ提出する前に、提出すべきファイルがすべてそろっているか、また応募内容に間違いがないか、再確認願います。

(3) 画像ファイル形式

応募書類に貼付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」又は「PNG」形式としてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript やDTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼付けた場合、正しくPDF形式に変換されない可能性があります。

(4) 応募書類の登録

- ・ e-Rad での応募においては、研究機関の代表者による承認作業を経ずに、研究代表者が応募をすることができます。ただし、4.2(2)②の手続は、引き続き必要ですので注意してください。
- ・ 応募書類の提出状況は「応募課題情報管理」画面にて確認できます。提出が完了した応募書類は「応募状況」が「配分機関処理中」となりますので、必ず確認ください。
- ・ 提出締切までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、事務局まで連絡してください。
- ・ 研究機関の内部手続きも含め、進捗状況の確認は、研究代表者が責任を持って行ってください。

(5) その他

- ・ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・ 提出された応募書類は返却いたしません。

5 応募に当たっての留意点

5.1 研究実施機関の要件・責務等

本制度に参画しようとするすべての研究実施機関は、競争的資金による本事業の実施に当たり、その原資が国民の税金であることを念頭に置き、関係する国の法令等を遵守し、次に示す内容を確認の上、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

- ・ 研究実施機関は、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）」（平成27年10月1日 防衛装備庁）⁹の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に従って、研究費の管理・監査体制を整備し、求めに応じその実施状況を防衛装備庁へ報告するとともに、必要に応じ防衛装備庁が実施する体制整備等の状況に関する現地調査等に対応することが求められます。
- ・ 研究実施機関は、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成27年10月1日 防衛装備庁）¹⁰の遵守を承諾した上で応募してください。各研究実施機関は、本指針に従って、研究の実施における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組みを行うことが求められます。
- ・ 研究費は、研究実施機関の責任により支出・管理を行っていただきますが、委託契約書や防衛装備庁が定める委託契約事務処理要領等により、本事業特有のルールを設けている事項については委託契約書等に従ってください。

⁹ <http://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

¹⁰ <http://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

- ・ 研究実施機関は、必要に応じ、防衛装備庁による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- ・ 各研究実施機関に対して、研究課題の採択に先立ち、また、委託契約締結前及び契約期間中に事務管理体制や財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、研究実施機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、委託契約を見合わせたり、契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止等の措置を行ったりすることがあります。当該研究実施機関における研究の実施が不適切で研究が実施できないと判断した場合には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。
- ・ 第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

5.2 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

応募者が、応募書類に事実と異なる記載を行ったと判断されるときは、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は研究内容の変更を行うことがあります。

5.3 重複応募について

本制度において、同一研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできませんが、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に研究分担者として参画されることは差し支えありません。

また、既に本制度に採択され、平成30年度に継続して契約中の研究代表者は、新たな研究課題の研究代表者として応募することはできません（ただし、平成30年度に研究期間が終了する場合を除きます。）。

5.4 不合理な重複・過度な集中に対する措置

（1）不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、研究課題の不採択、採択の取消し又は減額配分（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・同一の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありません。

(2) 過度の集中に対する措置

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究資金全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間¹¹に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報（研究実施者名、研究実施機関名、研究課題名、研究課題の概要、応募時の予算額等）を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります（また、他の競争的資金制度等における重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）。

5.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本制度の応募は差し支えありませんが、他の制度への応募内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の見直し等を行うことがあります。

なお、応募者が、異なる課題名や内容で他の制度において助成等を受けている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますので留意してください。

このため、他の制度で助成等を受けている場合、採択が決定している場合又は応募中の場合には、【別紙2】の様式3「他制度等の応募又は受け入れ状況」に正確に記入してください。また、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択

¹¹ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告してください。この報告に漏れや事実と異なる内容があった場合、本制度において、採択の取消し等を行う場合があります。

5.6 研究費の不正な使用等に関する措置

研究費を他の用途に使用したり、防衛装備庁から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、又不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合の措置については、「研究機関における競争的資金の管理・監査の指針（実施基準）」（平成27年10月1日 防衛装備庁）に基づき、以下のとおりとします。

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募又は参加¹²の制限等の措置

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善良な管理者の注意義務（善管注意義務）に違反した研究者¹³に対し、不正の程度に応じて競争的資金の適正な執行に関する指針¹⁴（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置、嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

(3) 不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究実施者や、善管注意義務に違反した研究実施者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究実施者については、当該不正事案等の概要（研究実施者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

¹² 「応募又は参加」とは、新規の提案、応募、申請を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続事業）への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指します。

¹³ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用または不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

¹⁴ 当該指針については、以下の URL を参照してください。なお、下記 URL は適宜変更になることがあります。http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

5.7 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動における不正行為（捏造、改ざん又は盗用）への措置については、「競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成27年10月1日 防衛装備庁）に基づき、以下のとおりとします。

（1）契約の解除等の措置

研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）応募又は参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

（3）不正行為の公表について

本制度において、不正行為を行った研究実施者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究実施者については、当該不正行為の概要（研究実施者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

5.8 他の競争的資金制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度¹⁵において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への応募又は参加を制限します。

他の競争的資金制度には、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度及び平成29年度以前に終了した制度も含まれます。また、応募等資格制限の取扱い及び対象制度が変更になった場合、適宜、防衛装備庁のホームページ等でお知らせいたします。

¹⁵ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページを参照してください。なお、下記ホームページ、URLは適宜変更になることがあります。

【HPアドレス】http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

5.9 安全保障貿易管理について

他府省の競争的資金制度と同様に、安全保障貿易管理について以下のとおり追記しましたので留意してください。

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

5.10 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取消すことがあります。

5.1.1 応募情報及び個人情報の取扱い

採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究代表者、所属研究実施機関、研究期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されます。また、応募された研究課題に関する情報は、内閣府（総合科学技術・イノベーション会議）の政府研究開発データベース¹⁶への登録が行われます。採択されなかった課題については、その内容について外部に公表することはありません。

応募に関連して提供された個人情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）を遵守し、法令等により提供を求められた場合を除き、以下の目的にのみ利用します。

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- ・ 採択された課題の研究代表者に対して、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡
- ・ 防衛装備庁が開催する成果報告会、シンポジウム等の案内や、防衛装備庁が実施する諸事業の案内等の連絡

5.1.2 委託業務において購入した物品等の取扱い

(1) 本事業は、委託により実施するものであるため、本事業により購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属します。したがって、取得した管理対象物品は、所属する研究実施機関の担当者による善良な管理者の注意に基づき管理していただきます。

(2) 管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納していただきます。研究期間終了後であっても、防衛装備庁の判断により、無償貸付や有償貸付等を認める場合があります。

5.1.3 その他事務手続について

事務手続については、「安全保障技術推進制度委託契約事務処理要領」を参照してください。

URL : <http://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu/h29jimuyouryou.pdf>

以上

¹⁶ 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資金配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術・イノベーション会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般に公開されておりません。